

保証業務基準

改訂履歴

- | | |
|-------------------|---|
| ・ 2006 年 3 月 20 日 | ver1.0 機構保証制度向けに新規発行 |
| ・ 2006 年 6 月 9 日 | ver1.1 住品協保証事業にも適用するために文章の一部追加、改訂
技術的内容の変更はなし |
| ・ 2009 年 4 月 1 日 | ver1.1.2 技術基準書との整合を図り、技術者の部門別配置および
地盤補強計画書を追加、報告書の書式を統一するため変更。 |

保証業務基準 ver1.2

－ 保証に適合する調査・工事に関する基準 －

本基準は、地盤保証制度に適用する

1. 地盤調査

地盤調査は、原則として JIS に定めるスウェーデン式サウンディング試験（以下 SWS 試験と呼ぶ）とする。SWS 試験で有効な調査ができない場合は、発注者と協議のうえ、調査目的と現場状況に適合した地盤調査方法（ボーリング+標準貫入試験、コーン貫入試験等）を選択し、地盤状況を把握する。地盤調査を実施した後に、盛土や掘削などの地盤改変がある場合は、地盤判断が無効となることに注意が必要である。また、建築物の配置変更などで地盤判断に影響があると思料される場合は、再調査が要求されることがある。細部については「住宅地盤の調査・施工に関する技術基準書」（以下技術基準書と呼ぶ）によることとする。

（1）スウェーデン式サウンディング試験（SWS 試験）

- ① SWS 試験は住品協認定資格者（調査部門）または実務者研修修了者として登録された者が行うこと。
- ② SWS 試験は原則として所定の箇所以上行う。ただし、途中で貫入障害がある場合や地盤状況に変化が生じている場合は調査箇所を追加して地盤状況を把握する。
- ③ 試験装置および器具、試験方法は JIS A 1221 に準ずる。調査深度は 10m 程度を標準とする。ただし、25cm 当たりの半回転数が 60 回以上となった場合は、試験を終了することができる。
- ④ 6 段階の荷重で調査できる試験装置とし、できない場合は、特記事項等に記載し、考察者の判断が誤らないようにすること。
- ⑤ スクリューポイントは最大径で 3mm 以上の磨耗（角のとれたもの）したものや変形、欠損があるものは使用しない。

（2）地盤判定の目安

a. 良好地盤と判断できる目安

- ① 自然地盤若しくは在来地盤で基礎底面から 2.0m 程度の範囲内に 1kN 以下の自沈層がなく、2.0～5.0m 程度の範囲内に 0.5kN 以下の自沈層がないことを確認できる（5.0m 以深について問題があると判断される場合は別途検討することとする）。
- ② 造成地盤の場合は、①の条件を満たし、かつ造成後 5～10 年程度経過している。
- ③ 地盤中に有害となる瓦礫、岩塊、木材等を含まないことが確認できる。

b. 地盤補強対策が必要と判断する目安。

- ① 基礎底面以深（5.0m 程度）において測点ごとに 0.5kN 以下の自沈部位を累計で 1.0m 以上存在する場合、および層厚が異なる場合。
- ② 計画建物が明らかに切土、盛土地盤にまたがっている。
- ③ 新規盛土が 1.0m 以上で適切な転圧施工がなされていない。
- ④ その他、不同沈下等の障害が懸念されると判断できるような場合。

2. 地盤補強工事

保証対象となる地盤補強工法を次のように定める。

- ① 地盤補強工事は技術基準書を順守すること。
- ② 対象となる建物規模は技術基準書総則「適用建築物」を参照する。ただし、保証者の定めがある場合は、それに従う。
- ③ 地盤補強工法は、技術基準書で定めている表層地盤改良、柱状地盤改良および小口径鋼管とする。
- ④ 杭地業として RC、PC、PHC および木杭については材料や設計施工条件を満足しているものの採用ができる。とくに木杭については、実績等をふまえた設計内容で、妥当性を明示できるものとする。
- ⑤ 公的機関による認定工法など、技術基準書で定めている内容以外のものについては、別に取り決める。

地盤保証業務における認定工法の取り扱いについて

地盤補強工法で認定を取得しているものが数多くあり、技術基準書で定めている内容以外の工法もあるほか、設計施工内容など特色をもっており、一元的に審査することが難しい状況にある。ここで扱う地盤補強工法は、認定を取得しているにもかかわらず、技術基準書で定めている内容にないものをいい、地盤保証に関わる審査上の手順を定める。

手順 1 工法の概要等下記の項目を A4 サイズ 1 枚に納まるように記載のうえ技術部に提出して承認を得る。最初の 1 回のみ提出する。

- ① 工 法 名
- ② 工法認定機関、番号（写し添付）
- ③ 工法認定を受けた会社名
- ④ 設計承認および施工結果の承認を行う会社名、技術責任者名
- ⑤ 工 法 の 概 要
- ⑥ 適 用 範 囲
- ⑦ 設 計 の 内 容
- ⑧ 施 工 の 内 容

手順 2 地盤補強設計計画書・施工管理報告書は、表層地盤改良、柱状地盤改良、および小口径鋼管回転圧入それぞれのように工法の内容に沿って独自の書式案を技術部に提出して承認を得る。最初の 1 回のみ提出する。

手順 3 地盤調査結果にもとづいて認定工法の採用を計画しようとする場合は、地盤判定結果報告書の「所見と判断の根拠」欄に認定工法の責任者が承認した旨を記載、押印して提出する。

手順 4 工法の認定を直接受けていない登録地盤業者がその工法で審査を受ける場合は、あらかじめ手順 1 の④で定められた技術責任者による設計承認と施工結果の承認を受けてから技術部の審査を受ける。